

空家を活用した魅力的なまちづくりを応援します！

米原市空家地域活性化活用補助金



要事前申請

R8年12月未まで

に申請必要

補助対象者	改修工事を施工する空家の所有者または賃借者（予定を含む） ※ 個人、法人、団体等を問わず、どなたでも申請可能 です。
対象物件	市内に存する住宅のうち、現に使用されていないもの
補助対象事業	<p>市内事業者による 100 万円以上の空家の地域活性化施設への改修工事</p> <p>【地域活性化施設とは】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光交流施設 2 高齢者、子ども等の居場所づくりに資する施設 3 多世代交流施設 4 テレワークスペース、シェアオフィス等の利用者が、各々の独立した仕事を共同で利用する施設 5 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類の中分類のうち、次に掲げる事業の用に供する施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種商品小売業 (2) 織物・衣類・身の回り品小売業 (3) 飲食料品小売業 (4) 機械器具小売業 (5) その他の小売業 (6) 宿泊業 (7) 飲食店 (8) 洗濯・理容・美容・浴場業 6 1 から 5 までに掲げるもののほか、市長が認める地域活性化に資する施設
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の交付を受けた年度内に交付決定を受けた用途で空家等の使用を開始し、当該用途で 10 年以上継続的に活用すること。 ○ 空家等が存する 自治会等に事前に説明を行い、理解を得ていること。 ○ 交付決定を受ける年度の 2 月末日までに工事費用の支払まで完了する改修工事であること。 ○ 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。 ○ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された空家を改修する場合は、改修工事の完了時にいて、現行の耐震基準に適合していること。
補助金額	<p>上限 100 万円（補助率 2 / 3）</p> <p>※備品購入費、備品の取付工事、外構工事、他の補助制度の対象となった経費などは補助対象外です。</p>

この補助金は、空家の利活用を促進し地域活性化を図るため、空家を地域活性化施設に改修する工事に要した費用に対して予算の範囲内で支援するものです。

詳細は、米原市公式ウェブサイトをご覧ください、市役所へお問い合わせください。

お問い合わせ

米原市経済環境部シティセールス課

滋賀県米原市米原 1016 番地（本庁舎）

TEL:0749-53-5140 FAX:0749-53-5139